

## 【シンポジウム】

---

ライシテと“多文化主義”——ケベックとフランスからの問いかけ

Laïcité et « multiculturalisme »

— quelles solutions tirer des cas québécois et français ?

---

# 「政教分離」から「インターカルチュラリズム」へ De la Séparation des Églises et de l'État à l'interculturalisme québécois

工藤庸子

KUDO Yoko

オリヴィエ・ロワ (Olivier Roy) というフランスのイスラーム研究者が  
っていることですが、フランス共和国は、ヨーロッパ統合の力学とムスリム  
との共生という二重の困難に直面し、「アイデンティティの危機」を生きて  
いる、という指摘があります<sup>1</sup>。2003年、いわゆる「スカーフ問題」をきつ  
かけとして「スタジ委員会」が招集され、翌年には「スカーフ禁止法」と呼  
ばれる、宗教的な標章をめぐる法律が施行されます<sup>2</sup>。2005年は「政教分離  
法」の制定から100周年に当たり、憲法の文言でもある「ライックな共和国」  
とは何かを問いなおす熱い議論が、その後も様々の学問分野で展開されまし  
た。そのフランスで、今、なぜケベックが注目されるのか、大きな文脈から  
読み解いてみたいと考えます。

議論を拡散させぬように、まず2つの問題関心を明確にしておきましょう。  
第1に、「ライシテ」という語彙そのものをめぐる議論は、あまりに情報が多  
く整理しきれないと感じておりますので、より一般的な「政教分離」とは何  
か、という問いを立てます。そして共通の語彙が、実態としていかなる相違  
をはらんでいるかを明らかにしたいのですが、その手がかりとして、「分離」  
の主体である国家の側ではなく、「分離」の対象とされた宗教、具体的には  
カトリックとプロテスタントの「教会」としての特性を考察してみます<sup>3</sup>。  
第2に、シンポジウムのタイトルに掲げた「多文化主義」の問題にふれたい  
と思います。時間が限られていますので、締めくくりの部分で「マルチカチ  
ュラリズム」の対抗概念としてケベックが提案している「インターカルチュ

ラリズム」について、ひと言ふれた上で、伊達さん、竹中先生のご発表につなげることになるでしょう。

## 1. 統合型・一元的なカトリック教会

さて本題ですが、「制度としての教会」という切り口から、まずカトリックをとりあげます。フランスの1905年法の目的は、宗教と国家を制度的に切り離すことにありました。「政教分離」(Séparation des Églises et de l'État)というフランス語の「教会」は複数形ですが、じっさいのターゲットがカトリックであったことは、疑いようがありません。そのカトリックは、一元的モデルをなす巨大な制度です。「教導権」(Magistère)という言葉がヒントになるでしょう。「教え導く権威」という意味ですが、司教の集団の長である教皇が、全世界の教会を指導する立場にある、その権限をもつという考えを指します。歴史家ルネ・レモン (René Rémond) の指摘によりますと、このような国境を越える階層構造をもつ教会は、他に例を見ないものであるということです。

イギリスのカンタベリー大主教は英国国教会と各国の聖公会の「最高位聖職者」であり、全世界の信徒の尊敬を集めてはいますが、末端の教会の運営や人選などに介入する実権はもちません。また、ルター派の場合も、今日の「ルーテル世界連盟」は交流と協議のための組織であって、政治権力をもつ主体ではありません。これに対して、ローマ教皇庁は、「ヴァティカン市国」という、国際法によって認められた主権国家と不可分の「教会国家」を構成しています。ナポレオンが教皇庁と結んだ「政教条約」の例にもあるように、カトリックは、外交交渉を行い、国際条約を締結できる唯一の宗教勢力であることを強調したいと思います<sup>4</sup>。

フランス第三共和制における「政教分離」の決断は、きわめてラディカルであり、排他的な性格が強かったといわれますが、その強硬な政策は、対象となったカトリック教会の特性からも、ある程度は説明されるはずなのです。大革命から2世紀におよぶ国内外のカトリック勢力との葛藤のなかで、フランスは国民を統合する「強い国家」に成長することをえらんできました。「唯一にして不可分の共和国」は、価値の一元化を志向し、その普遍性を主張するという意味で、皮肉なことに、敵対する宗教制度のパラダイムを取り込んでしまったようにも見えるのです。わざわざ指摘するまでもないことですが、共和制の統合モデルは、多元主義とは馴染みにくい。しかもその一方

でフランスは、多様な価値を内包するEU建設とムスリム移民をめぐる問題という喫緊の課題に直面している。「アイデンティティの危機」の背景をなす歴史的な所与を、およそこんなふうに素描することができます。

## 2. プロテスタント＝アングロサクソン系の多元型パラダイム

これに対して、プロテスタント系でアングロサクソンの諸国は、その生成の過程で多元性をかかえこんできました。今日でも、イギリスには「アングリカン・チャーチ」(＝英国国教会)のほか、スコットランドおよびアイルランドに独自の「国教会」の伝統があります。ピューリタン、聖公会、長老派など、複数の教派が、イギリスから北アメリカにわたり、植民地の建設に当たったことは周知のとおりですが、それらの教派は「新世界」で平和に共存したわけではない。信仰に基づく共同体は、むしろ過激な排斥運動にのめりこむことが少なからずありました。1791年、アメリカ合衆国憲法の修正第1条で「国教」の樹立が禁止されます。それは特定の教派、特定の教会が政治権力と結託することを未然に防ごうという配慮であり、ここで謳われた「政教分離」の意図や背景は、フランスでの事の推移とは全く異なっています。それは1905年の「政教分離法」の精神とみなされる「ライシテ」の理念とは、本来的に異質であると思われるのです。

## 3. ケベックの「先駆性」

今、「ライシテ」という語彙が登場しましたが、その由来、その理念とは何か、という問題は、後ほど簡単にふれることにします。ケベック在住の宗教社会学者ミシュリーヌ・ミロ (Micheline Milot) の業績を参照しながら、考察をすすめてみましょう。カトリックの伝統とプロテスタントの統治とが競合するなかで生成したケベックという「ネイション」を、歴史的に分析した貴重な貢献であることを申し添えます。

フランスの政治家アリストイド・ブリアン (Aristide Briand) は、1905年の「政教分離法」の起草に関わり、柔軟な政策的展望を盛りこんだという意味で、今日も高く評価されている人物なのですが、そのブリアンが、1905年に、以下のように述べています。「政教分離という法制度は、ヨーロッパにおいては、いまだに弱々しく、不完全な形で実践されているに過ぎない」が、「新世界」においては広く採用されている、というのです<sup>5</sup>。ついで、アメリカやメキシコ、ブラジルなどに先立って、具体例の筆頭に掲げられてい

るのが、カナダであり、1854年という年が明記されています。これを手がかりに、ケベックの歴史を復習しておきます。

時代は18世紀に遡りますが、1763年のパリ条約により、「ヌーヴェル・フランス」がイギリスに「譲渡」され、「ケベック植民地」と名を改めた時点のことです。ここでフランス系の住民に対し、「グレート・ブリテンの法に抵触せぬ範囲で、ローマ教会の典礼にしたがって礼拝」を行い、カトリック信仰を实践する自由が認められています<sup>6</sup>。イギリス本国では、カトリックのみならず国教徒以外のプロテスタントも「二級市民」とみなされていた時代です。「宗教上の審査」(Religious Test)と呼ばれるものが、法律で定められていました。国と地方の公務員は、国教会に属すること、さらに教皇への忠誠を放棄し、カトリックに固有の教義を否定することを求められたのです。ところが「新世界」では、1774年の「ケベック法」により、この審査制度が廃止されます<sup>7</sup>。ちなみにアメリカ合衆国では、1787年の憲法第6条で、いかなる「宗教上の審査」も国家公務員に課されぬことが定められていますが、州レベルでは19世紀まで審査が行われていたケースもあるようです。イギリスで信教の自由と市民権の平等が保障されるのは、1829年のことです。

ケベックのこのような「先駆性」は何を意味するのでしょうか？ 結果として示された「寛容」の精神は、宗主国イギリスの「善意」というよりは、プラグマティズムにもとづく冷静な判断の所産だったというべきでしょう。18世紀のフランスが、カナダの植民地を、毛皮や海産物を供給する商業上の拠点としてしか捉えていなかったのに対し、イギリスは、すでに本腰を入れて植民地の統治システムを模索していたといえるのです。まさに「統治政策」の一環として、1791年の「カナダ法」(憲政条例)は、宗派を問わず聖職者が二院制カナダ議会の議員になることを禁じています。「宗派を問わず」という文言を見逃さないようにしましょう<sup>8</sup>。国教会には土地提供などの支援を与えるという格差はあったのですが、ここで早くも、原則としての「国家の中立」と制度的な「政教分離」が成立しているのです。ご紹介したアリストテッド・ブリアンの文章が言及する1854年とは、英国国教会を対象とする経済的な特典が廃止された年を指しています。

#### 4. 「政教分離」と「世俗化」と「ライシテ」

ここであらためて、関連する用語を整理してみたいのですが、「政教分離」とは、政治的主権であるところの「国家」と「制度としての教会」との分離

に過ぎないのであって、そのことにより、ただちに「世俗化」が進むとはかぎりません。ちなみに「世俗化」(sécularisation)とは、市民社会において、宗教の存在感や影響力が減少してゆくことを意味します。

ミシュリーヌ・ミロの指摘によりますと、ケベックでは、宗教勢力が政党を結成して議会に代表を送ることは、じっさいになかったわけですが、選挙民にはたらきかける潜在的な力は充分にたくわえており、ケベックの司教会議は、民主的な手続きによらなくても、州政府に圧力をかけることができたということです<sup>9</sup>。

それでは問題の「ライシテ」とは何でしょうか？ 語源としてはギリシア語の「人民」(people)に当たる「ラオス」(laos)に由来するといわれていますが、今日的な意味での用法は、1877年に増補刊行されたエミール・リトレ(Émile Littré)の『フランス語大辞典』(*Dictionnaire de la langue française*)第2版に「国家が諸宗教に対し中立であり、全ての宗派に寛容であること」(État neutre entre les religions, tolérant pour tous les cultes)という定義があります。さらに1887年、フェルディナン・ビュイソン(Ferdinand Buisson)の『教育学事典』(*Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire*)により、以下のように定式化されます。「国家が諸宗派に対し中立であり、聖職者集団から自立して、神学的な思考から解放されていること」(État neutre entre les cultes, indépendant de tous les clergés, dégagé de toute conception théologique)というものですが、ここで概念規定が確定したとみなすことができそうです。

お気づきのように、リトレの定義による「国家の中立と寛容」ということだけであれば、じつは1763年の「パリ条約」、1774年の「ケベック法」、1791年の「カナダ法」という一連の法制度によって、18世紀末のケベックで、すでに実現されているのです。「ライシテ」のエッセンスと呼べるものは、ビュイソンの定義による「聖職者集団から自立して、神学的な思考から解放された国家」という表現にあるのではないのでしょうか。

「ライシテ」を立ち上げるためには、人々に共有される「理念」と、これをささえる「制度」が不可欠であることは、いうまでもありません。じっさい、フランスは「政教分離法」の制定から1世紀をかけて、「ライシテ」の原理に即した「ライクな国民教育」「ライクな道徳」「ライクな研究機関」、あるいは「ライクな社会福祉システム」等々、要するに「ライクな共和国」の諸々の価値とインフラストラクチャーを作りあげてきたといえるのです。

ケベックにおいて、1960年代の「静かな革命」から今日に至るまで参照されているのは、このような意味合いにおける、フランスの「ライシテ」であったと思われます。一方で、現代のフランスが、ケベックに学ぼうとしているのは何でしょうか？

## 5. インターカルチュラリズムの可能性

カトリック系の仏語圏が、多元的かつグローバルなプロテスタント系の英語圏に囲まれているという意味で、フランスとケベックの経験は似通っています。しかもケベック州は、いわば「英仏折衷方式の知恵」を発揮しているものであり、その先進的な試みを参照しようという提案は、「スタジ報告書」でも明確になされています。

その「知恵」とは何か。ここで、カナダやオーストラリアが、国家レベルで採用している「多文化主義」の対抗軸としての「インターカルチュラリズム」という概念について、少し考えてみたいと思います。後ほど竹中先生が話題になさるはずですが、フランスの「スタジ報告書」に相当する文書として「ブシャー＝テイラー報告書」（2008年5月）というものがございす<sup>10</sup>。これを参考にして、「マルチカルチュラリズム」と「インターカルチュラリズム」の相違を浮上させられる論点を3つだけ、列挙してみます。専門家のあいだでも議論のある問題のようですから、私の発言は、簡略な推論でしかありません。また、コメンテーターの飯笹さんが、ご専門の立場からご発言くださるかと思います。

第1に「多文化主義」はカナダという国家の「法制度」であるのに対し、「インターカルチュラリズム」は、当面は「理念」に過ぎないのであって、ケベックの州政府が公認・推進する市民的な運動として位置づけられていると考えられます。第2に、よくいわれるように「多文化主義」の弊害は、一言でいえば、集団のタコツボ化、そして社会の断片化にあります。ケベックには、カナダの「多文化主義」の断片あるいはモザイクの1つに還元されてしまうのではないかという深刻な不安があり、これは「報告書」でも「消滅することの恐怖」といった語彙で語られています。第3に、そのような外圧としての「多元モデル」に対抗して、ケベックの「インターカルチュラリズム」は、「統合モデル」の力学を導入するのだといえそうです。まさに差異を調整しつつ統合する運動であるという意味で、たとえば「インターアクション」「調整」「妥協」といった概念を頻繁に援用します。政策レベルでは

「妥当なる調整」 *accommodements raisonnables* と呼ばれる活動が、たいへん興味深く思われるのですが、これは、のちほど、竹中先生がとりあげてくださることになっています。

最後にフランス共和国の歴史的な「統合モデル」と「インターカルチュラリズム」とを隔てる重要な差異について、1点だけ、指摘しておきましょう。フランスには、法律によって普遍的な原理原則を定め、これを例外なく適用することが、正しい統治の方式なのだという信念があります。これに対してケベックの場合、国家や州の行政、立法、裁判所、等が法的に介入する以前に、市民が社会的なアクターとして提言すべきだという発想が、より深く根づいているのではないのでしょうか。そうした政治文化は「ブシャル＝テイラー委員会」の活動そのものにもあらわれているようです。この委員会の「報告書」は、フランスの「ライシテ」に共感を示しつつも、宗教的標章の着用禁止を法制化するという選択には賛同せず、学校におけるムスリムのスカーフ着用は排除しないという文言を明記しています。個別ケースの調査検討を優先して、現場から了解や合意を積み上げてゆこうとする方式は、「慣習法」を基盤とするアングロサクソンの知恵ともいえそうです。

宗教間の葛藤や異文化間の摩擦について学ぶ教育の現場は、さまざまな意味で「インターカルチュラリズム」を実践する場となるだろうと期待されますが、この点については、伊達さんがお話くださることになっています。ケベックとフランスが、将来において相互の経験から何を学びとることになるか。宗教的アイデンティティと異文化の共存というマクロな問題構成からしても、両者の接点は、興味深い研究のスポットであると思われます。

(くどう ようこ 東京大学名誉教授)

## 注

- 1 Roy, Olivier (2005) *La laïcité face à l'islam*, Hachette Littératures, pp. 33-34.
- 2 2003年7月、大統領シラクによって招集されたライシテ原則をめぐる諮問委員会。ベルナール・スタジを委員長として、研究者、政治家、弁護士など20名の有識者から構成された。「スタジ報告書」(Rapport Stagi)は以下の電子版を参照。<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/034000725/0000.pdf> 「報告書」の多様な提言のなかから、政府が採択したのは、2004年3月15日の「公立学校における特段に目立つ宗教的標章の着用禁止法」のみだったという批判も

- ある。2007年2月にケベック首相ジャン・シャレによって招集された「ブシャー＝テイラー委員会」との比較については、以下の論考を参照（電子版）。工藤庸子（2009）「フランスの政教分離」[http://kudo-yoko.com/blogengine/wp-content/uploads/2009/05/090330\\_laicite.pdf](http://kudo-yoko.com/blogengine/wp-content/uploads/2009/05/090330_laicite.pdf)
- 3 2009年10月3日のAJEQシンポジウムにおける口頭発表を発展させ、議論の一部に組み込んだものとして、その後、筆者は以下の論考を執筆していることをお断りしておきたい。ルネ・レモン（2010）『政教分離を問いなおす—EUとムスリムのはざままで』（工藤庸子＋伊達聖伸 訳・解説、青土社）の訳者解説「さまざまの政教分離—カトリック／プロテスタント／ムスリム」
  - 4 Rémond, René (1998) *Religion et société en Europe: Essai sur la sécularisation des sociétés européennes aux XIX<sup>e</sup> et XX<sup>e</sup> siècles (1789-1998)*, Seuil, pp. 43-47.
  - 5 Milot, Micheline (2008) *La laïcité*, Novalis, p. 66.
  - 6 Milot, Micheline (2002) *Laïcité dans le nouveau monde : le cas du Québec*, Brepols, p. 44.
  - 7 Milot, Micheline (2002), pp. 47-48. ちなみに問題とされた「カトリックに固有の教義」とは、「実体変化」（パンと葡萄酒がキリストの肉と血に変化することの神学的解釈）や聖母マリアの位置づけなどである。
  - 8 Milot, Micheline (2002), pp. 49-50.
  - 9 Milot, Micheline (2002), p. 147.
  - 10 La Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences (CCPARDC), *Le Rapport final intégral*, 2008. <http://www.accommodements.qc.ca/index.html>



## 【シンポジウム】

---

ライシテと“多文化主義”——ケベックとフランスからの問いかけ

Laïcité et « multiculturalisme »

— quelles solutions tirer des cas québécois et français ?

---

# ケベックにおける「倫理・宗教文化」教育とライシテ La laïcité québécoise vue à travers le cours d'éthique et de culture religieuse

伊達聖伸

DATE Kiyonobu

ケベックの小・中学校では、2008年秋の新学期から、「倫理・宗教文化」(éthique et culture religieuse)という授業が新しくはじまりました。本発表では、この新設科目を手がかりに、現代ケベックにおける「ライシテ」の特質を明らかにしていきたいと思います。

話をわかりやすくするために、2つの比較軸を設けます。1つは、「倫理・宗教文化」教育が導入される前に行なわれていた、従来の「道徳・宗教教育」です。もう1つは、現代フランスの公立中等教育で行なわれている「宗教的事実の教育」(enseignement du fait religieux)です。

本発表を通じて言いたいことを、先取りしておきます。それは、ケベックのライシテはフランスのライシテと趣を異にしている、ということです。そして、「倫理・宗教文化」教育は、インターカルチュラリズムの理念とリンクしているのだ、ということです。

本発表の流れですが、まず、この「倫理・宗教文化」教育が確立されるまでの経緯をたどります。「静かな革命」以来、とりわけこの10年くらいで、ケベック社会が大きく動いていることが見えてくるのではないのでしょうか。次に、「倫理・宗教文化」教育の特徴を、教育省のプログラムなどを参照しながら、明らかにしていきます。そして、いくつか具体例を挙げながら、この教育に込められている理念をどう解読できるか、という話につなげていきたいと思います。

## 1. 新設科目「倫理・宗教文化」導入の経緯

ケベックでは長いあいだ、州政府主導の公教育が不在でした。教育の領域では、カトリックとプロテスタントの縄張りがすでにできていて、州政府にはつけこむスキがなかったというわけです。教育省と教育高等評議会が設けられたのは、「静かな革命」のさなかの1964年のことです。ヨーロッパ諸国にせよ、日本にせよ、いわゆる近代国民国家の形成と政府主導の公教育の整備というと普通19世紀が念頭に浮かびます。そう考えると、この20世紀半ばの年号というのは、ケベック社会の特徴を暗示する数字かと思います。

教育省ができて、カトリック教会とプロテスタント諸教会は、政府の特権的なパートナーであり続けました。教育省の2人の次官ポストは、カトリック1名、プロテスタント1名と規定されていましたし、教育高等評議会には、カトリック委員会とプロテスタント委員会があって、政策決定に関与していました。

要するに、公教育はカトリックとプロテスタントという2つの宗派に依存してきたのです。しかし、ケベック社会は、20世紀後半の社会の変化のなかで、文化多元主義的な現実に対応していくことになります。1975年の「ケベック人の権利と自由の憲章」を受けて、カトリックの宗教教育とプロテスタントの宗教教育のほかに、非宗派の道德教育が設けられたのもその一例と言えるでしょう。

やがて、宗派依存の公教育という体制そのものが、いわば「臨界点」に達することになります。1997年には、カトリックとプロテスタントの特権が廃止され、翌年には、教育委員会の体制が、カトリックとプロテスタントという「宗派」ではなく、フランス語と英語という「言語」に基づくことになりました。1999年に、モンリオール大学教育学教授のジャン＝ピエール・ブルー（Jean-Pierre Proux）が中心となってまとめた、およそ300ページにおよぶ教育省の報告書『ライシテと宗教』——これは「ブルー報告書」と通称されています——は、公教育のライシテの確立を提言しています！。

こうして2000年、公立校は宗派から独立することになりました。教育高等評議会に設けられていた「カトリック委員会」と「プロテスタント委員会」は廃止され、新しく「宗教問題検討委員会」（Comité sur les affaires religieuses）が設けられました。また、選択科目だった「道德・宗教教育」に代わって、統一必修科目である「倫理・宗教文化教育」が設けられることになったのです。

この移行は、段階的に行なわれました。まずは中等教育後期課程において、2002年から切り替えられ、それが中等教育前期課程、初等教育にも拡大されていきました。こうして、「倫理・宗教文化」教育は、2008年秋の新学期より、公立・私立を問わず、初等・中等教育のすべての子どもが学ぶ科目となったのです。

## 2. 「道徳・宗教教育」との違い

では、この「倫理・宗教文化」という科目の特徴を、それまでの「道徳・宗教教育」と比較しながら、明らかにしていきたいと思います。1994年の「カトリックの宗教教育」（初等教育）のプログラム、1991年の「カトリックの宗教教育」（中等教育）のプログラム、1991年の「プロテスタントの宗教教育」のプログラムを参考にします<sup>2</sup>。

時間が限られていますから、あまり詳しく見ていく余裕がありませんが、カトリックの宗教教育が学習到達目標に掲げていた項目から、特徴的な文言をいくつか拾ってみましょう。たとえば、「カトリックの伝統に即したキリスト教信仰の信念と基本的な象徴について知る」とか、「信仰とキリスト教の経験に照らして、日々の生活や現代的な問題を解釈する」といった項目があります。たしかに、「子どもたちの信仰を直接的に触発するものではない」と書かれていますが、カトリックの遺産を少なくとも文化として学ぶことは明らかに重視しており、それを通して子どもたちの心のなかに信仰が芽生えることを望んでいる節があります<sup>3</sup>。

一方、プロテスタントの宗教教育の学習到達目標を見ていくと、「聖書の知識を提供する」とか、「あらゆる宗教的伝統を尊重する気持ちを育てる」とか、「行動の指針となる道徳的原理を意識化させる」といった表現が目目されます。「生徒たちが属している共同体の道徳的・宗教的価値を教える」と同時に、「他の宗教的伝統を尊重するよう叩きこむ」ことが目指されています<sup>4</sup>。

あえてわかりやすい項目を中心に拾いましたが、これだけでも、プロテスタントの宗教教育はかなり脱宗派化を遂げていて、知識教育のウェイトが高く、また多様性に対してより開かれているのに対し、カトリックの宗教教育は、宗教的・文化的多様性を意識しつつも、宗派教育のニュアンスを帯びている様子がわかるのではないのでしょうか。2つの宗派教育は、どこか非対称的で不均衡になっています。このことは、実は、前述しました1999年のプル

一報告書の診断でもあります。プルー報告書は、このようなアンバランスは公教育の使命に適っていないとの認識に立って、新しく「宗教文化教育」を提言しているわけです。

では、「倫理・宗教文化」教育の学習到達目標はどうなっているのでしょうか。プルー報告書の翌年に出た教育省の文書を見てみましょう。そこには、「ケベックの宗教的遺産についての知識を伝える」とか、「大宗教の基本的諸要素を提示する」とか、「スピリチュアルかつ宗教的な経験の意味の確認」とか、「分別ある道徳的指標の必要性」といった文言が見られます。「宗教文化」という言葉には〈知識教育〉のニュアンスが込められ、〈規範〉的な「倫理」と緩やかにつながっています<sup>5</sup>。

この「倫理・宗教文化」という科目は、ケベックの教育のライシテの特質をなしています。カトリック委員会とプロテスタント委員会を解体して作られた、宗教問題検討委員会によれば、次の5つの要素が、ケベックの教育のライシテの特徴だということです。(1) 良心の自由および宗教の自由の尊重、(2) 公立校の中立性の原理、(3) 生徒のスピリチュアルな発達 (cheminement spirituel) の考慮、(4) スピリチュアル面の指導 (animation spirituelle) と集団活動 (engagement communautaire) の援助、(5) 倫理・宗教文化のプログラム<sup>6</sup>。

(1) と (2) は、フランスの教育のライシテにおいても十分考慮されている要素だと言えるでしょう。ただし、フランスでは、2004年3月の通称「ヴェール禁止法」に見られるように、良心の自由と宗教の自由を十全に保障するために、「特段に目立つ宗教的標章」(signes religieux ostensibles) を禁止するという論理になります。比喩的な言い方になりますが、フランスでは「宗教的に無色という色を塗る」ことによって、公立校の中立性の原理を守ろうとするわけです。これに対し、ケベックの学校では、生徒の宗教的・文化的帰属から醸し出されてくる色合いをできるそのまま認めながらバランスを取ることで、「良心および宗教の自由」と「中立性」の両立をはかっています。ですから、宗教的標章の着用は、ケベックの学校では問題になりません。「ブシャー＝テイラー報告書」を読んでみても、生徒の側はもちろん、教師がスカーフを着用しても問題ないとされているようです。

このような違いが、(3) (4) (5) にも反映されています。これらは、フランスの感覚からすると、精神教育に踏み込みすぎていると感じられるはずで、もちろん、精神教育とはいっても、統一的な精神性の育成のようなもの

をイメージすべきではないと思います。生徒たちの持つ多様な精神性を阻害しないようにし、その開花を助ける、という意味かと思います。もっともこの点は、私自身、まだ具体的なフィールドで確かめたわけではないので、これ以上はっきりしたことを言うのは控えておこうと思います。

ともあれ、ここでは特に(5)に関して、フランスにおける「宗教的事実の教育」とケベックの「倫理・宗教文化教育」の違いを考えたいと思います。フランスの公立校は、これまで長いあいだ宗教から距離を保ってきましたが、最近では「宗教的事実の教育」が重点課題のひとつとなっています。ただし、これは新設科目ではなく、歴史や哲学など既存の科目のなかに散在していた「宗教的事実」を、意識的に結びつけていくひとつの試みです。またこれは、中等教育において行なわれているものであって、初等教育には見られません。さらに、フランスで重視されているのは、まさに「宗教的事実」の伝達であって、知識教育的な側面が強く、倫理的な規範に結びついていくベクトルは弱いと言えます(価値教育は「市民教育」の枠組みにおいて行われていると言えるかもしれません)。

これに対し、ケベックの「倫理・宗教文化」は、独立した1個の新設科目で、初等・中等教育の全体に及んでいます。また、「倫理」と「宗教文化」が組み合わされているように、知識教育の面と価値教育の両面を持っています<sup>7</sup>。

### 3. いくつかの具体例

ここまで、教育省の文書や委員会の答申書などを用いながら議論を進めてきましたが、やや抽象的な話だったかもしれません。そこで、「倫理・宗教文化」教育の新しさを、もう少し感覚的・具体的に伝えたいと思います。

実は、ケベック州の教育省が作成したPRビデオというのがあります。ホームページで動画を見ることができますので、興味のある方はご覧になってみてください<sup>8</sup>。そこから3つほど興味深い例をご紹介しますと思います。

ひとつ目は、小学校中学年の授業のひとつです。生徒たちは、親からもらったキリストの磔刑像や、洗礼のときのキャンドルを別の生徒たちの前で見せながら、それが自分にとって大切なものであることを説明しています。

たとえば、こういうことがフランスの公立校で可能だろうかと考えてみれば、違いがわかって面白いでしょう。フランスの公立校では、宗教的標章の持ち込み自体が禁じられているのですから、このような授業はありえません。

さまざまな宗教的標章を学校に持ち込むということは、何を意味しているかと問うことも重要でしょう。それは、異なる文化的・宗教的背景を持った生徒どうしのあいだで、インターカルチュラルな「対話」が試みられるということを示唆しています。あとでまた言いますが、「倫理・宗教文化」教育は、ケベックのインターカルチュラリズムの理念とリンクしているのです。

第2の例に進みましょう。ビデオのなかでは、学校に通う娘を持つ母親が、インタビューに答えています。彼女はルーマニア出身で、クリスチャンはクリスチャンでも、ギリシャ正教会の信徒で、カトリックでもプロテスタントでもありません。彼女の夫は、モーリタニア出身のムスリムということでした。2人はこれまで、娘にカトリックの宗教教育もプロテスタントの教育も受けさせず、非宗派の道德教育を選択させていました。新設科目の「倫理・宗教文化」教育ならば、さまざまな宗教について学ぶことができると、歓迎しているのです。

ここからは、従来の「宗教・道德教育」では、カトリック・プロテスタント以外の宗教文化に属する家庭の要望に十分に応じられていなかった様子が浮かびあがってくるでしょう。この新規の統一科目は、ますます増大する多様性に応じようとするものであることが読み取れます。

3番目の例です。ビデオのなかで、10歳くらいのある男児がこう証言しています。自分はカトリックで、宗教のことをすでに知っているから、学校でわざわざ宗教について学ばなくてもよいと思っていた。だが実際に授業を受けてみると、問題は自分が思っていたよりずっと複雑で、まだまだ勉強する必要があることがわかった、と。

この例からは、カトリックとしてカトリックの宗教教育を受けた場合、必ずしも他の宗教に対する開かれた態度が養われるとはかぎらなかったことが窺えます。

これを敷衍して言えば、選択科目としての「宗教・道德教育」から、必修統一科目としての「倫理・宗教文化」への移行は、これまでは価値多元主義的な社会状況に対して、マルチカルチュラリズム方式で応答してきたけれども、これからはインターカルチュラリズム路線を開拓していく、という方針転換に対応していると思われます。

#### 4. より大きな問題につなげるために

以上、本発表では、「倫理・宗教文化」という科目に注目し、導入の経緯、

その基本的な特徴を説明し、そしていくつかの象徴的な具体例を紹介して参りました<sup>9</sup>。最後に、より大きな問題につなげるための3つの観点を提示して、発表を締めくくりたいと思います。

第1に、そもそもこのシンポジウムのテーマである「ライシテ」ですが、この言葉は、しばしば「フランス的例外」なるものと結びついています。けれども、本発表のなかで示唆したように、ケベックにはフランスとは異なったライシテの姿を認めることができます。だとするならば、ライシテを「脱フランス化」して、価値多元主義的な民主主義社会の共生の原理として再構成することはできないでしょうか。価値多元主義的状况にいかに向き合うかということは、フランス語圏にかぎらず、今日の民主主義社会全般の課題であるはずです。

第2点目として、今と逆のようなことを申しあげますが、「インターカルチュラリズム」という言葉は、まだ私たちが馴染んでいる言葉ではなく、これがいわば「ケベック的例外」のようなものを構成しているのかもしれませんが。しかし、ここに21世紀的な共生社会のヒントがあるなら、このインターカルチュラリズムを「脱ケベック化」する必要が出てくるのではないのでしょうか。

第3に、必ずしも明示的には申しあげませんでしたけれども、本発表は、図式的に言えば、フランス型の共和主義と、アングロサクソン系の多文化主義の問題点を克服するような位置に、ケベックのインターカルチュラリズムを置こうとしています。そのために、私自身、「インターカルチュラルなライシテ」というモデルを推進する立場の言説に意図的に乗っかりながら、その理念を抽出しているというところがあります。たしかに、ケベックのインターカルチュラリズムには、これからの共生社会の統合モデルを提示しているようなところがあります。それは、他の社会も大いに学ぶべきものではないかと思っています。しかし、1つのモデルが万能というわけにはいかないでしょう。ケベックのインターカルチュラリズムにも、構造的な問題点や何らかの病理のようなものがつきまとっているのかもしれませんが。もし、そういうものがあるとするれば、それはどのようなもののでしょうか。これは、他の社会がケベック・モデルを学ぶに当たって、意識しておくべきことかと思えます。

(だて きよのぶ 東北福祉大学専任講師)

## 注

- 1 Ministère de l'Éducation (1999) *Laïcité et religions : Perspective nouvelle pour l'école québécoise*, Gouvernement du Québec.
- 2 やや細かいことだが、カトリック委員会は初等教育と中等教育で別にプログラムを組んでいるのに対し、プロテスタント委員会は初等教育と中等教育の区別をつけていない。このように、双方の足並みが必ずしもそろっていなかったところも、興味深い点だと思われる。
- 3 Comité catholique (1994) *L'enseignement moral et religieux catholique au primaire. Pour un enseignement mieux adapté aux jeunes et aux contextes actuels*, Conseil supérieur de l'éducation ; (1991) *L'enseignement moral et religieux catholique au secondaire. Pour un enseignement mieux adapté aux jeunes et aux contextes actuels*, Conseil supérieur de l'éducation.
- 4 Comité protestant (1991) *Règlement du comité protestant du Conseil supérieur de l'éducation sur l'enseignement moral et religieux protestant et sur la reconnaissance comme protestants d'établissements d'enseignement*, Conseil supérieur de l'éducation.
- 5 Ministère de l'Éducation (2000) *Dans les écoles publiques du Québec : Une réponse à la diversité des attentes morales et religieuses*, Gouvernement du Québec, p.12.
- 6 Comité sur les affaires religieuses (2007) *Le programme d'études : Éthique et culture religieuse. Avis à la ministre de l'Éducation, du Loisir et du Sport*, Gouvernement du Québec, p.4.
- 7 本発表では、「倫理・宗教文化」教育と訳したが、もちろん「culture」という言葉には、「教養」「涵養」などの訳語を当てることも考えられる。ただし、「倫理」が規範性を担っていることを考えると、「涵養」よりは「教養」、「文化」の訳語のほうがふさわしいと思われる。
- 8 <https://www7.mels.gouv.qc.ca/DC/ECR/index.php?page=annonce>
- 9 より詳しくは、伊達聖伸（2009）「現代ケベックにおける「倫理・宗教文化」教育——成立の経緯とインターカルチュラリズムの理念」「現代ケベックにおける「倫理・宗教文化」教育とライシテ——フランスとの比較を通して」『国際宗教研究所ニューズレター』63号、64号。



## 【シンポジウム】

---

ライシテと“多文化主義”——ケベックとフランスからの問いかけ

Laïcité et « multiculturalisme »

— quelles solutions tirer des cas québécois et français ?

---

ケベックにおける「開かれたライシテ」

——《ともに生きる術》?——

La laïcité ouverte au Québec : « l'art de vivre ensemble » ?

竹中 豊

TAKENAKA Yutaka

私は主に次の4点に焦点をあてて、ケベックにおけるライシテについて報告したいと思います。すなわち、(1) 歴史的側面、(2) ライシテ概念の登場、(3) 2008年「ブシャール＝テイラー報告書」からの問いかけ、そして(4) 「多様性」と「開放性」のなかのライシテについて、であります。

### 1. 歴史的側面

まず、歴史的側面について。ケベックにおける政教分離は、工藤先生のご指摘とも重なりますが、1960年代の「静かな革命」よりはるか前に遡ることができます<sup>1)</sup>。1759年にモンリオールが陥落し、その後1763年のパリ条約の締結まで、ケベックはイギリスの軍事政権下に置かれます。しかし勝利者のイギリス政府は、この時点で英国国教会の信仰を押しつけません。ケベックは圧倒的にフランス系住民が多いゆえに、政治的混乱の回避および社会的安定への配慮、という現実的判断が働いたためです。言い換えれば、フランス系カトリックに対するイギリス側の宗教的寛容さは、その戦略的理由への言及は置くとして、この時点で求められます。それは1774年のケベック法により、信教——実態はカトリック信仰——の自由の保障という形で、具体的に制度化されていきます。

もちろん、これは現在の政教分離の考え方とは異なるでしょうが、そこでは、圧倒的多数派のフランス系住民のカトリックを宗主国英国の宗教と併存させる、という判断が働きました。それは、現象としては「支配者の宗教が

人民の宗教」、という統治原理と異なっていました。カトリックの存在理由を政治的に容認している点で、それは「部分的政教分離」と言えるかと思います。

19世紀になると、ドミニオン・オブ・カナダとして連邦国家カナダが誕生します。1867年の「イギリス領北アメリカ法」（現在の「1867年憲法」）は、カナダ“建国”の基本法ですが、中身を見ると、連邦・州ともに公の宗教を掲げていません。つまりタテマエ上、宗教は無色中立です。とはいえ實際上、教会による政治への介入もいくつか見られました<sup>2</sup>。それでも19世紀後半から20世紀前半にかけ、公的分野における教会の政治的・社会的要求や権限は、全体として減少していく傾向にありました。他方、ケベック史の文脈に限って言えば、一部の分野ではそうではありませんでした。教育は州の専管事項ゆえに教会が教育行政に深くかかわっていました。公教育のレベルで、政教分離が名実ともに実現するのは2008年でした。教育内容に係わる分析は、伊達さんのご報告にある通りです。

また、ケベックを政教分離へと意識的に傾斜させていった要因は、「静かな革命」だけではありません。短絡化して言えば、連邦レベルにおける1960年の「カナダ権利章典」（Déclaration canadienne des droits de l'homme）、ケベックでの1975年の「人権と自由に関するケベック憲章」（la Charte québécoise des droits et libertés de la personne）の成立など、人権と社会正義をめぐる法制面での整備は意識変化への誘因でもありました。

## 2. ライシテ概念の登場とその展開

ところで、ケベックの場合、「ライシテ」という言葉はもちろん存在したものの、実際に公的文書のなかに登場するのは、比較的最近のことです。すなわち、1990年代前半からです。ここではその言葉の使われ方の背景から、探ってみます。

まず第1に、ケベックの文脈においてライシテという言葉の響きには、フランスを意識してか、反聖職者主義的あるいはカトリック教会に対する敵対的ニュアンスとして受けとめられていたと思われます。なるほど1960年代の「静かな革命」はケベックの近代化を求める巨大な社会変動・意識革命でありました。聖職者数の減少、教会離れ、キリスト教的価値観の減退といった脱宗教化現象が、加速度的に進行したのは事実です。それは「歴史の垢」を落とす現象でもあったでしょう。しかし、それは表だった反聖職者・反教会

運動ではありませんでした。ケベックの宗教的遺産に対して、憎しみを帯びた根底からの非難ではなかったはずです。ここは、重要な点です。すなわち、ケベックの近代化過程における政教分離的な概念としては、当初、ライシテという表現は肯定的にとらえられていなかった節があります。むしろ、「特定の宗教を取り除く」という比較的緩やかな意味で、《déconfessionalisation》という用語が好まれていました<sup>3</sup>。

ただ1960年代に、「ライシテ」を標語に掲げた教育改革の動きが皆無だったわけではありません。それが、1961年に結成された「フランス語のライック運動」(Le Mouvement laïque de langue française)です<sup>4</sup>。これは、脱宗派別教育を掲げ、子供に宗教教育を受けさせない権利を主張する組織として誕生したものです。知識人を中心に数千人のメンバーから成り、おそらくライシテという言葉を世間に対し前面に打ち出したのは、これが最初と思われます。

ところで第2に、現在のケベックでは、ライシテという用語にかつてのような猜疑心はありません。その理由を時系列的に言えば、こうです。1つには、1990年以降、州政府から委嘱された各種審議会の専門家による調査報告書に「ライシテ」という表現が、徐々に登場し始めたことです。2つにはそれを受けて、「教育・余暇・スポーツ省」(Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport)、「移民・文化共同体省」(Ministère de l'Immigration et des communautés culturelles)等、公的レベルでの各種報告書のなかでも使用されはじめ、いわば“市民権”を得始めたことです。そして3つには、1990年代になると、「静かな革命」以降すでに30年以上も経ており、ケベック社会の環境やひとも変化し、昔ほどライシテ概念に対する違和感が無くなっていたことも指摘できるでしょう。時あたかも、教育委員会が教育制度を“宗派別”から“言語別”(仏語・英語)へと再編したのは、1998年のことでした。そして、20世紀末から21世紀にかけて、イスラム系移民の到来など、その対人口比率からするとわずかとはいえ、民族的・文化的多様化現象が確実に広がりはじめました。人々の問題意識は、「多元主義の哲学」へと大きく傾斜していきます。こうした状況下で、「ケベック的ライシテ」(une laïcité québécoise)とは何か、という問い直しが登場したのは自然の流れでした。

そして第3に、1993年、ライシテに初めて本格的に言及した州政府の研究報告書が刊行されます<sup>5</sup>。そのなかで、ケベックの基幹の独自性を3つ、すなわち (a) フランス語文化圏であること、(b) 民主的社会であること、そし

て(c) 文化的多様性を受けいれていること、と再確認しているのですが、重要なのは、それらを前提にあらためてライシテを次のように整理している点です<sup>6</sup>。すなわち：

- ① 「聖なるもの」と「俗なるもの」との間の領域の分離。
- ② 「国家」と「宗教」相互間の自立。
- ③ 宗教に関する国家の中立性。

ライシテの基本が政教分離にあるのは、何もケベックに限ったことではありません。しかしケベックの文脈で顕著なのは、それぞれの報告書の底流に文化的・民族的・宗教的多様性に対する開かれた受容の姿勢、それが読みとれることです。「排除」ではなく、「調整」の思考態度が顕著なのです。ケベックのライシテを考える場合、基調としてこうした「多元性」と「開放性」の思想は、きわめて重要な鍵となるような気がします。

### 3. 「ブシャル＝テイラー報告書」からの問いかけ

ここで2008年5月に発表された、いわゆる「ブシャル＝テイラー委員会報告」に触れないわけにはいきません。代表者ジェラルド・ブシャル(G rard Bouchard) およびチャールズ・テイラー(Charles Taylor) 2人の名前をとってそう呼ばれていますが、正式名は『未来の構築：調和の時』(FONDER L'AVENIR : *Le temps de la conciliation*) です<sup>7</sup>。これは、ケベック州政府の委託をうけた調査報告書であります。また、しばしばAccommodements raisonnables報告とも言われます。定訳はありませんが、それを異なる文化間との共生を志向するという意味で、ここでは「妥当なる調整」としておきます。

同報告書の基調は、きわめて自由主義的な指針を帯びており、また現代ケベック社会の直面している課題を見事にえぐり出している点でも、近年まれに見る良質のレポート、というのが私の印象です。そのねらいを要約すれば、次の点にあろうかと思えます。

- ① 多元化するケベック社会のなかで、フランス語系文化とマイノリティ文化との価値的「調整」をどうするか。
- ② ケベック的伝統を踏まえたアイデンティティをどう「再構築」する

か。

③ 既存のケベック社会をどう「手直し」していくのか。

詳細な全体像はさておき、同報告ではライシテに関して1つの章を割り「ライシテをめぐるケベック体制」(le régime québécois de laïcité)と題して言及しております<sup>8</sup>。そのなかで、ライシテの持つ普遍的意味を、政教分離、良心と信教の自由、国家の中立性、モラルの対等性の尊重だと踏まえるのは当然として、しかしその行間からは、ケベック独自の、そして「開かれたライシテ」(la laïcité ouverte)の姿がはっきりと浮かんできます。

ここではひとつだけ例を見てみましょう。それは、公共の場における宗教的シンボルの着用を原則禁止すべきでない、としている点です<sup>9</sup>。たとえば公職の現場において、イスラム教徒の女性のスカーフ着用を容認しています。同報告書では国名を名指して、フランスとケベックとの差異性を非常にはっきりと述べています。言い換えれば、宗教的信条を表現することについてケベックでは抑制どころか、肯定的評価がなされています。このことは、良心と信教の自由のみならず、公職に就く権利の対等性が保障されていることを象徴しています。もちろん、公共空間における宗教的シンボルの表示を無条件に認めているわけではありません。他者の権利と自由を侵害しない、あるいは特定の宗教的シンボルの顕示が政治的中立性に疑義を挟まない、といった一定の条件はあります。ちなみに、裁判官や検事や州議会議長の着衣がそれに該当します。それでもやはりケベック社会の底流にあるのは、「妥当なる調整」にもとづく「開放性のライシテ」思想であるように思えます。それは、「歴史の重圧」から解放されている自由と柔軟さ、それがケベックには内在しているからでしょう。

他方、「ブッシュール＝テイラー報告書」では宗教に関して国家の純粋な中立性はあると指摘しているように思われます。その主張には現実性と曖昧性という姿が見え隠れします。同報告では、「ケベックはライックである」(« l'État québécois est laïque. »)ゆえ<sup>10</sup>、たとえば一方において、州議会に掲げられている十字架は撤去すべきだと勧告しています。これは自然なロジックでしょう。しかし他方、州首相ジャン・シャレ (Jean Charest)氏はそれに応じませんでした。それは、十字架に備わる宗教的シンボルの意味よりも、ケベックにおける歴史的・文化的アイデンティティの意味の深さの方を重視した結果、と言えるでしょう。これは、宗教性をライックなものだと

言い換えてしまう巧妙なレトリックかもしれません。しかしここに、ロジックの徹底的追求に馴染まないケベック的曖昧さと現実認識を見てとることができるようにも思います。

#### 4. 「多様性」と「開放性」のなかのライシテ

ケベックに内在する両義的メンタリティ、つまりこうした曖昧性をどう解釈したらよいのでしょうか。不十分ながら、私なりの試論は次のとおりです。

ケベックの歴史は、ある意味で、他者に対する「排他性の歴史」ではなく、極端を避け、妥協的で、含みを残した「曖昧性の歴史」であったように思います。それは現在も生きています。たとえば、1977年のフランス語憲章で「フランス語はケベックの公用語である」(« Le français est la langue officielle du Québec. »)と規定しつつも決して英語締め出しでなく、1980年のレフェレンダムでは完全分離独立でなく政治的「主権」、経済的「連合」を掲げ、また、カナダの「1982年憲法」に対し未承認という憲政的異常事態を継続しながら、ケベック・連邦関係は正常に機能している……といった具合です。また、「適用例外条項」(notwithstanding clause)という用語は、ケベックの言語法等を論じる場合、しばしば耳にする表現です<sup>11</sup>。明晰な論理的結論を抑制することによって、かえってケベックのアイデンティティが崩壊しないで生き残ってきた、という奇妙な逆説がそこにはあるような気がします。

また、1760年以降のケベックの歴史は、レベルの違いはあったにせよ、基本的には異文化との共生の歴史でした。屈折したトラウマや内向的心性を長らく帯びながらも、その歴史の本質として、過激な排他性のメンタリティは育まれませんでした。その延長として、現在、イスラム圏からの移民や異文化の受け入れも存在するわけです。前述の「ブシャール＝テイラー報告書」とは、知性とセンスを結集しながら、ケベックの潜在的「危機」意識の払拭と、それに対応する「新しいケベック像」の肯定的試論でありました。

こうした文脈を総合してみると、ケベック版ライシテとそれを囲む状況を、短絡的ではありますが、次のように要約できるかもしれません。

ケベックはライクでありつつ、しかし完璧な無神論社会ではない<sup>12</sup>。

ならば最後に、ケベックの新しいアイデンティティは今後、どのような形

態をたどるのでしょうか。現代ケベックが「多様性」と「開放性」を特質としているゆえに、その方向性は、フランス語を基盤としつつ、異なる文化間の「共生」の姿に求められるでしょう。2007年10月2日、「妥当なる調整」のための公聴会において、クレモン・クラヴォ (Clément Claveau) 判事は、それを「マイノリティに対しては他と違ったように扱ってよいが、しかし優先的であってはならない<sup>13</sup>」、と見事に要約しています。

こうして今回、ライシテ思想への言及を通して浮かびあがってきたのは、意外にも政教分離をめぐる難解な問題意識ではなく、次の問いかけでした。

異なるものは異なるままに、お互いに支え合い、ともに生きていくような新しい文化をどう構築したらよいか。

ケベックはまさに、その実験舞台のように思われます。

(たけなか ゆたか カリタス女子短期大学教授)

## 注

- 1 Gouvernement du Québec (2004), pp.21-27.
- 2 たとえば墓地の管理権をめぐる要求や秘密投票制度の確立（1875年の選挙法改正）に対する教会側からの批判など。Gouvernement du Québec (2008), p.139.
- 3 Milot, Micheline « L'Émergence de la notion de laïcité au Québec - Résistances, polysémie et instrumentalisation », Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse (2009), *Appartenances religieuses, appartenance citoyenne, un équilibre en tension*, p.32.
- 4 この組織は1968年まで存続するが、しかし反カトリックでも反聖職者でもない。「良心の自由」を主張する保護者・知識人たちの運動であった。「静かな革命」にともなう近代化にむけての意識変化が、ここにも表現されている。
- 5 Gouvernement du Québec (1993).
- 6 同上、p.35.
- 7 同報告をめぐっては、下記を参照。飯笹佐代子（2009）「多文化社会ケベック、共存への模索——『妥当なる調整』をめぐる論争」『ケベック研究』創刊号、62～74頁。工藤庸子（2009）『フランスの政教分離』左右社。竹中豊（2009）「アイデンティティの『危機』か『調和』か——ケベックにおける『テイラー＝

- ブシャール・コミッション報告』の投げかけるもの——」カリタス女子短期大学研究紀要『CARITAS』第43号、1～13頁。
- 8 *Gouvernement du Québec* (2008), pp.133～153.
  - 9 同上、pp.149-153.
  - 10 « Charte de la langue française » 第1条。
  - 11 拙稿「仏系ケベック——武器としての言語?——」(2000)『カナダ：大いなる孤高の地——カナダの想像力の展開——』彩流社、185～213頁。
  - 12 連邦政府の文脈で言うと、1982年憲法前文において「カナダが神の至高性及び法の支配の原則を承認する諸原理の上に成立していることを踏まえ…」(訳文は日本カナダ学会編(2008)『新版史料が語るカナダ』有斐閣、323頁から)と規定されている。カナダは無神論の国でないとしている。言い換えれば、カナダは無神論国家であることを法的に阻止していることになる。ここにもケベックと類似した「曖昧性」が見てとれる。
  - 13 *Gouvernement du Québec* (2008). 原文では « un traitement peut être différentiel sans être préférentiel », p.26.

#### 参考文献

- Gouvernement du Québec* (1993) *Gérer la diversité dans un Québec francophone, démocratique et pluraliste. Principes de fond pour guider la recherche d'accommodements raisonnables*. Conseil des communautés culturelles et de l'immigration.
- Gouvernement du Québec* (2004) *Laïcité et diversité religieuse : l'approche québécoise*, Conseil des relations interculturelles.
- Gouvernement du Québec* (2008) *Fonder l'Avenir: le temps de la conciliation*, Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles.
- Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse (2009), *Appartenances religieuses, appartenance citoyenne, un équilibre en tension*, Les presses de l'Université Laval.
- ジャン・ボベロ (2009)『フランスにおける脱宗教性(ライシテ)の歴史』(三浦信孝・伊達聖伸 訳) 文庫クセジュ、白水社。
- 飯笹佐代子 (2009)「多文化社会ケベック、共存への模索——『妥当なる調整』をめぐる論争」『ケベック研究』創刊号 日本ケベック学会。
- 工藤庸子 (2009)『フランスの政教分離』左右社。
- 竹中豊 (2000)『カナダ：大いなる孤高の地——カナダの想像力の展開——』彩流社。



竹中豊（2009）「アイデンティティの『危機』か『調和』か——ケベックにおける『テイラー＝ブシャール・コミッション報告』の投げかけるもの——」カリタス女子短期大学研究紀要、『CARITAS』第43号。

〈付記〉

本稿は2009年10月の時点での内容であり、その後の動きについては触れていない点をお断りしておく。ケベック州議会が、公共空間における宗教的シンボルの表示に対する条件付き規制（「法案94号」2010年3月）を上程したが、それには言及していない。

---

ライシテと“多文化主義”——ケベックとフランスからの問いかけ

Laïcité et « multiculturalisme »

— quelles solutions tirer des cas québécois et français ?

---

## 報告者へのコメント Synthèse des interventions

飯 笹 佐 代 子

IIZASA Sayoko

3人の報告者の方々から、フランスとの比較、ないしはカナダ英語圏との対比、という視座から、ケベックの最新動向について大変興味深い報告をしていただきました。私の方からは、まず、今、ケベックの事例をとりあげて研究することの意味とは何か、そしてケベック・モデルがどういう意義を持ち得るのかについて、多文化主義をめぐるグローバルな動向との関連から確認してみたいと思います。

### 1. 多文化主義をめぐるグローバルな潮流

「多文化主義」とは、多様な民族や文化、宗教、価値観の共存を図ることを目指す理念、運動ないしは政策実践を指します。アカデミックな議論においても政策レベルにおいても、今日的な一大テーマの1つとして、世界的な注目を集めてきた概念ないしは思想です。そして、「多文化主義」が「文化」の問題にとどまるのではなく、「文化」に留意しつつも、その目標は、あくまで社会的、政治的、経済的な平等を追求しながら社会正義を達成していくことにある、ということを強調しておきたいと思います。

さて、マクロな観点から多文化主義のグローバルな潮流をみたととき、近年、そこにはいくつかの変化が起こっていることに気づきます。

第1に、「多文化主義」の議論において、「宗教」の問題が先鋭化してきていることです。その傾向は、とりわけ9.11同時多発テロ事件以降に顕著となっています。多文化主義の「文化」は、エスニシティや人種、ジェンダーな

ど多様な文化を含むものですが、主な争点が、これまでの移民のエスニックな文化から「宗教」に移ってきており、工藤先生の「文化から宗教へ」というご指摘とも符合します。そして、そこには、ヨーロッパ文明〈対〉非ヨーロッパ文明、あるいはキリスト教〈対〉イスラーム という、対立の図式を見てとることができます。こうした言説には、二元論的に単純化された虚構に基づいて誇張された側面があり、大きな問題を孕んでいます。多文化主義は今、こうした対立構造をいかに克服できるのかという根源的な挑戦をつきつけられている、と言えます。

第2に、多文化主義の理念を教育の場でどのように醸成していくのかという課題が、各国において宗教教育だけでなく、歴史教育やシティズンシップ教育にいたるまで幅広く議論されるようになっていきます。伊達先生のご報告は、まさしくケベックにおける宗教文化教育をめぐる最新事例についての紹介でした。

その一方で、第3に、従来の多文化主義じたいへの問い直し、という動き（「批判的多文化主義」と言われることもあります）が出てきています。本来、文化やエスニシティは常に流動的で可変的であるのに、その境界を本質的に固定することによって、現実に即していない多文化主義政策を行ってきたのではないか、あるいは、文化集団をばらばらな存在として、ただ放置してきただけではないか、という批判がよく聞かれます。そうした問題を乗り越えるために、文化・エスニシティ間のより積極的な相互対話や融合を奨励する新たな理念が求められており、「インターカルチュラリズム」という語が関心を引くようになっていきます。

「マルチカルチュラリズム」から「インターカルチュラリズム」へ、という流れは、たとえば欧州評議会が最近開始した都市政策プロジェクトなどにも見ることができます。そこでは、「マルチカルチュラル・シティ」から「インターカルチュラル・シティ」への転換が明示的に打ち出されています。

## 2. ケベック研究の今日的意義と本シンポジウムの意味

以上申し上げたようなグローバルな多文化主義をめぐる潮流から見たとき、ケベック的なライシテや、教育のあり方、インターカルチュラリズム等における議論や取り組みが、いかにグローバルなレベルで先駆性を持っているのかが、浮かび上がってくるのではないのでしょうか。

加えてもうひとつ、このシンポジウムの意義として強調しておきたいこと

があります。ケベック研究と言え、これまで少なくとも日本においては、語弊があるかもしれませんが、ややもすればカナダ研究のマイナーな一部分であり、フランス研究から見ると、やはり同様にフランス語圏の辺境、という位置付けであったことは、否めないのではないかと思います。

ところが、今日のシンポジウムでは、単なる地域間の比較研究にとどまらず、むしろケベックから英語圏のカナダを、そしてフランスの事例を逆照射し、相対化しようという、きわめて果敢かつ画期的な試みになっているのではないか、という感概を禁じえません。さらには、アングロサクソン・モデルとフランス・モデルを乗り越え得る「ケベック・モデル」としての可能性まで示唆されました。今ここで私たちは、野心的で、同時に現実的でもある作業に着手したことを確信しております。

以上の意義を確認した上で、それぞれのご報告について、ささやかながらコメントと、質問をさせていただきたいと思います。

### 3. 工藤先生へ

ケベックの目指している方向性が「英仏折衷方式」であるという、大変示唆深いご指摘をいただきました。その背景として、ケベックのインターカルチュラリズムが英語圏カナダの多文化主義へのいわば対抗概念として打ち出されてきた、ということも言われました。ここで付け加えさせていただきたいのは、ケベックでは、同時にフランスとの違いも対抗軸として意識されてきている（フランスに対しては、一方でノスタルジ的な憧憬も抱いていたりするのですが）、ということです。ケベックでも1990年代にスカーフ論争が起こったことがあるのですが、その時の議論をみていると、「われわれはフランスとは違う社会なのだから……」というような言い方がよく出てきます。

つまり、ケベック社会は、イギリス系カナダ的なものと、フランス的なものとのせめぎ合いのなかで、サバイバルを図りつつ、独自のあり方を模索してきた、ということができるでしょう。言葉を換えるならば、ケベックのインターカルチュラリズムそのものが、まさしくインターカルチュラリスティックな試みである、といってよいし、それをポジティブに評価することができると思います。

ところで、周知のように、カナダは多文化主義の世界的な論客であるチャールズ・テイラーとウィル・キムリッカ（Will Kymlicka）を輩出し、テイラ

ーはイギリス系とフランス系の両親のもとに生まれ、ケベック州のモントリオールで独自の思想を育みました。カナダ英語圏の多文化主義とケベックのインターカルチュラリズムの違いは、キムリッカとテイラーという2人の傑出した論客の微妙な「差異」にも呼応する部分があるかもしれません。たとえば、キムリッカがマイノリティの「権利」を重視するのに対して、テイラーは諸文化間の相互承認といった「対話」を重視します。キムリッカの議論が現実ベースの権利言説に基づくものであるのに対して、テイラーは集団のアイデンティティを尊重し、その未来志向の存続を重視する立場、というふうにも言えるかもしれません。

さて、ここで質問ですが、フランスから見たときに、実際にケベックがフランスにとってどこまで参照事例となり得るのでしょうか。換言すれば、ボベロ氏以外にも、ケベックを意識している識者は沢山いるのでしょうか。また、フランスの「ライシテ」概念の、ある意味での「緩和化」（伊達先生の表現では「脱フランス化」）は、理論的にも実践的にも、どこまで可能なのかについても、ご意見をうかがえればと思います。

#### 4. 伊達先生へ

ケベック州で新たに導入された「倫理・宗教文化」教育の理念について、フランスとの比較の視点から、大変興味深いお話をうかがいました。ご報告をうかがいながら、たまたま、つい先頃、豪州のビクトリア州において、宗教教育に人文主義思想（つまりは無神論を意味するのですが）を導入する提案をめぐる論争が起こっていたことを思い出しました。フランスやケベックでは、こうした無神論ないしは人文主義思想はどのように扱われているのでしょうか。特にケベックの新設教科では、それらが、たとえばイスラームやヒンズー教などと同列に扱われていたりするのでしょうか。

それから、インターカルチュラリズムを実践する上で重要な鍵を握るのは、やはり教育にあると思いますし、その意味で、「倫理・宗教文化」科目が今後大きな役割を持つような気がしております。その際に、教師の能力や質、そして、とりわけ、どのような教材を使って、誰が教えるのか、また、教材を作成するに際して、どこまで当事者が参加できるのか、というようなことがとても重要だと思います。そのあたりの事情について、フランスやケベックではどうなっているのでしょうか。

## 5. 竹中先生へ

ケベックの歴史的独自性やケベック的ライシテの特徴、ブシヤール＝テイラー委員会や「妥当なる調整」などに言及いただきながら、ケベックにおける「ライシテ」の問題が、実は「文化的背景の異なる人たちが、異なるままで、ともに生きていくためにどうすべきか」という本質的な問題提起につながっている、とのご指摘をいただきました。そして、ケベックのある意味での「曖昧性の歴史」が、多様性にかかれたケベックの柔軟性をもたらしている面についても言及いただきました。この点について、まったく賛同しておりますし、そこにインターカルチュラリズムという実験の可能性を期待できるのだと思います。

他方で、もし、今後のインターカルチュラリズムの展開に限界があるとするれば、それはどういうことが考えられるのでしょうか。伊達先生が言われたように、そこにケベック・モデルとしての「構造的問題」が存在するとすれば、それは何なのか、報告者の中で唯一、ケベック研究プロパーでいらっしゃる竹中先生におうかがいしたいと思います。あわせて、ケベックの実験の意義、ひいてはケベックを研究することのより広い観点からの意味などについても、お話いただければ幸いです。

以上、どうぞ、よろしく願いたします。

(い い ざ さ さ よ こ 東北文化学園大学准教授)

## 【シンポジウム】

---

ライシテと“多文化主義”——ケベックとフランスからの問いかけ

Laïcité et « multiculturalisme »

— quelles solutions tirer des cas québécois et français ?

---

### ライシテの行方

——国民国家と21世紀の帝國的空間——

### Laïcité en question

— Etat-Nation et espace impérial au 21<sup>e</sup> siècle

立花英裕

TACHIBANA Hidehiro

本シンポジウム「ライシテと“多文化主義”——ケベックとフランスからの問いかけ」は、2009年10月3日の「日本ケベック学会2009年度全国大会」で催されました。筆者は、企画にあたってコーディネーターとして、また当日は司会として参加しました。ここでは、シンポジウムの報告を兼ねつつ、いま振り返ってみて思うところを記しておきます。

#### 1. シンポジウムの経緯

本シンポジウムが企画された発端には、会員の飯笹佐代子氏による、いわゆるブシャル＝テイラー委員会に関する発表があります。2009年3月28日に開催された臨時総会・研究会でなされた発表ですが、マイノリティの宗教的慣行が引き起こす係争における「妥当なる調整」とは何かを見事に説明したものでした。質疑応答ではフランスの「スタジ報告書 (Rapport Stasi)<sup>1</sup>」も話題になり、ライシテに対するケベックとフランスの対応の相違にまで話がおよび、年次大会でも、ライシテを取り上げてはどうかという声が挙がったのです。今回のシンポジウムはそうした経緯をへて実現したものです。

この種の比較研究は、小規模なものでも複雑な諸要素の絡み合いを前提としており、それを視野にいれなければ平板で図式的な比較に終わってしまいます。ライシテをめぐるフランスとケベックとの相違は、各々の歴史的・社会的コンテクストの中でこそ意味をもっているとするなら、ここで、若干の

歴史的事実を列挙しておくのも無駄ではないでしょう。

## 2. ライシテと世界のグローバル化

ライシテといえ、誰でもすぐに思い浮かべるのが、フランスの「イスラム・スカーフ問題」です。この、フランスの共和主義理念を揺るがした社会問題は、フランス革命200周年を迎えた年に起こりました。この年は、11月の「ベルリンの壁崩壊」を発端として、東西2陣営体制という、第2次世界大戦以後の世界情勢が大きく塗り替えられた年です。「ポスト・モダン」を経て希薄化した「国民国家」と民族主義の世紀が終わりを告げ、新しい時代の予兆のようなものが走り抜けた年だったのです。そのような年に、「イスラム・スカーフ問題」が起こったことは、意味深長なものを感じないわけにはいきません。この問題は政教分離の原則、男女平等の理念、信仰の自由といった近代的理念の根幹に抵触する可能性がある一方で、イスラム諸国との関係悪化を招きかねないデリケートな側面<sup>2</sup>をもっています。それだけに一過性の問題ではなく、パレスチナ問題の影をひきづりながら、90年代を越えて、21世紀の今日まで尾を引いています。シラク大統領が「共和国におけるライシテ原則の適用に関する検討委員会」を招集し、「スタジ報告書」が提出されたのは2003年でした。それを受けて、2004年3月には「公立学校における特段に目立つ宗教シンボルの禁止法」が成立します。同じ年に、ジャン・ポペロの『ライシテ 1905年－2005年 熱狂と理性の間』が出版されています。そして、2005年には「21世紀世界ライシテ宣言<sup>3</sup>」が発表されました。

「イスラム・スカーフ問題」の20年は、世界史的にはベルリンの壁崩壊後に進行したグローバル化の20年でもあります。その間のフランスを振り返れば、歴史修正主義を主張することを禁止した「ゲソー法」（1990）、奴隷制度廃止150周年における「奴隷の子孫」の無言デモ（1998）、奴隷貿易を「人道に反する罪」としたトビラ法（2001）、社会党候補が第1回投票で姿を消し国民戦線党首ル・ペンが決戦投票に残り、シラク候補と争った大統領選挙（2002）、治安強化を目的としたサルコジ法（2003）、国民投票によるヨーロッパ憲法条約否決（2005）、同じ年の秋の大都市郊外の暴動、サルコジ大統領の選出（2007）などが挙げられます。ライシテは、こうした最近20年間の主要な論争や事件に微妙に、あるいは露わに結びついています。そこからは、グローバル化への適応に苦しむフランス社会が浮き彫りになってきます。

他方、同じようにライシテの問題に直面したケベック社会にブシャー＝



テイラー委員会が提出した回答は、スタジ報告とは一線を画するものでした。90年代以降、ケベックも変貌しつつあるのでしょうか。大きな枠組みとしては、「静かな革命」以来、連邦政府に対して自らの独自性を訴えてきたケベックが、今度は攻守ところを変えて、より少数なエスニック集団との係争に対応しなければならない事態が生じているのです。1995年には、僅差で否決された独立推進論をめぐる州民投票がありました。その後、ケベックには「静かな革命」時代とは違う時間が流れているようです。フランスと同様にスカーフ問題が90年代の半ばに起こりましたが、ブシャール＝テイラー諮問委員会設立への契機の1つとなったのは、シク教徒の男の子が学校にキルパンという儀式用短刀を持ち込んだ出来事です。カナダ連邦最高裁は、この案件について携帯を認める判決を出し、ケベック州公訴院の判決をくつがえしました（2006年3月）。連邦最高裁の判決はケベコワの神経をいたく刺激し、フランス系ケベコワが他の少数派集団の中に埋没するのではないかという危機感があらためて高まったのです。州内でのこのような反応の根には、ネイションとしての社会的統合を保証する根本原理と多文化主義との間の調整の難しさがあります。最高裁判決の翌年2月、シャレ・ケベック州政府首相がジェラルド・ブシャールとチャールズ・テイラーにこの問題を諮問し、2008年5月に報告書<sup>4</sup>が提出されたわけです。そこで説かれているのは、「開かれたライシテ」(laïcité ouverte)です。報告書の提案は社会的に受け入れられたのでしょうか。飯笹佐代子氏によれば、その後、マイノリティとの文化的・宗教的軋轢が減少したということです<sup>5</sup>。しかし、批判がなかったわけではありません。とりわけ、主権主義者たちからの批判は激しいものでした。

「開かれたライシテ」という提案は、多文化的な状況が世界的に広がっている今日において、じっくり耳を傾ける価値があります。話はヨーロッパに戻りますが、2009年11月には、スイス連邦で国民投票の結果、国内に建設するモスクに尖塔(ミナレット)を建てることが禁じられました。日本では、外国人の地方参政権をめぐる議論が激しくなっています。本シンポジウムは、そのような今日的な状況の中で政治的・文化的寛容とは何かを考える新たな機会になりました。ことはフランスとケベックだけの問題ではないのです。

### 3. 各発表者の視点

各発表者の発表内容については、それぞれのテキストにあたるのが一番で

すし、飯笹佐代子氏によるコメントもありますので、ここでは、あくまで筆者の関心を特に引いた点に触れるだけにとどめます。

最初に発表を行った工藤庸子氏は、「ブシャー＝テイラー報告書」におけるライシテの考え方について、アングロサクソンの寛容性を取り込んだものとして、それを1763年のパリ条約以来のカナダ史の文脈の中で説明するものでした<sup>6</sup>。工藤氏は、ケベックのインターカルチュラリズムには「市民が社会的なアクターとして提言すべきだという発想」があると指摘しています。これは重要な指摘です。同じ「発想」が「ブシャー＝テイラー報告書」にも見出されるのです。報告書では、係争を解決するにあたっては司法的な道と市民的な道とがあるとして、特に後者を推奨しています。前者の司法的な道とは裁判を選ぶ道で、「妥当なる調整*accommodement raisonnable*」とは本来的にはこちらの解決法を指します<sup>7</sup>。それに対して、後者の市民的な道とは当事者が話し合い、妥協を求める道で、*ajustement concerté*<sup>8</sup>と名付けられています。「協議による調節」とでも訳せるでしょうか。報告書は、原理原則から引き出されるだろう正しい解答の提示というフランス的方法よりも、市民が話し合い相互理解を深める過程を重視し、そこにインターカルチュラリズムの深化を見ているのです。

伊達聖伸氏の発表では、2008年に始まった「倫理・宗教文化」の授業(小・中学校)について、どのようにインターカルチュラな「対話」が重んじられているかが具体的に報告されました。その上で、伊達氏は、ケベックの方式が斬新であることを認めつつも、「ひとつのモデルが万能というわけにはいかない」のではないかと疑問も呈しています。この指摘は問題をより一般的な見地から検討する扉を開くものです。そしてまた、シンポジウムで再三参照されたミシュリーヌ・ミロの考察にも繋がるものです。ミロは、ケベックのモデルに明らかに肩をもちつつも、同時に1つの方法を絶対視することを戒めています。「ライシテの理想的なモデルを差し出そうとする提案はいかなるものであれ、警戒しなくてはならない<sup>9</sup>。」たしかに、どのような処方箋であろうと、時と場所によって同一ではありえない歴史的・文化的条件に適應していなければ有効ではないし、時代的・社会的制約から自由で絶対的な思想や制度はありえないはずで

す。竹中豊氏は、まさにそのような歴史的條件を簡潔に俯瞰しつつ、「ブシャー＝テイラー報告書」の狙いを3点に絞っています。竹中氏は、それを疑問文の形にまとめているのですが、更に一般的な問いにすることを許してもらえ

るなら、社会の統合原理の維持と文化的多様性の両立はどのようにして可能なのかと、まとめることができるでしょう。それは飯笹氏の問いにも繋がりますが、90年代とは異なり、9.11以降の「対テロ戦争」の状況のなかで多文化主義的な思想がさまざまな抵抗や反発に押し返されていることを直視しないわけにはいかないでしょう。飯笹氏が指摘するように、多文化主義は「根源的な挑戦をつきつけられている」のです。

そのこととも関連するのかもしれませんが、飯笹氏の指摘の中で意表をつかれたのは、豪州ビクトリア州において、宗教教育に人文主義思想を導入することの可否をめぐる論争が起こっていること、また人文主義思想が無神論と同一視されているという報告です。この指摘は、ライシテと宗教の問題をまた違った視点から捉え直すことへと誘っているようにも思えます。

#### 4. 「<sup>おおやけ</sup>公」の空間と宗教との関係

今回のシンポジウムは、ライシテをキーワードとして、現代の多文化的な社会の諸問題を考えるものでした。多くの有益な指摘や分析がなされましたが、それらは新たな問いを生み、私たちに遠くへと導いていくようです。

「ブシャーレ＝テイラー報告書」が説く「開かれたライシテ」ですが、*Document de consultation*の末尾に簡単な語句説明の辞書がつけられていて、そこに定義が書かれています。それによると「開かれたライシテ」とは、「国家が管轄する諸機関から宗教を排除しつつ、そこでの宗教的なものの一定の表出を認めることを目指すライシテの形態<sup>10</sup>」とあります。つまり、国家の管理下にある「<sup>おおやけ</sup>公」の空間での宗教的なものの表出は認めるが、宗教そのものは排除されなければならないというのです。「<sup>おおやけ</sup>公」の空間の非宗教的性格が確保されているからこそ、多様な「宗教的なもの」としての儀式や服装が許容されるということですが、それは同時に各宗教が平等に扱われるということでしょう。事実、「ブシャーレ＝テイラー報告書」は、州議会場からの十字架の撤去を求めています。日本でも、国会内に神道に関わるなんらかの標章が置かれたら、宗教的平等性は損なわれます。暗黙の内にその宗教が他の宗教よりも優越的な地位にあることを認めることになります。ところが、シャレ州首相は、報告書を受け取った当日に州議会で動議を提出し、州議会内の十字架を撤去しないことを議決しています。ケベックにおいても、開かれたライシテの実現は易しくはないようです。

## 5. 国民国家と帝國的空間におけるライシテ

もう1つ、ライシテを考えるにあたって重要だと思われることは、所与の社会空間がどのような歴史的背景をもっているのかを考慮しなければならないことです。フランス社会とカナダの1州であるケベック社会という、この2つの空間はずいぶん性格が異なります。たしかに、1763年のパリ条約と1774年のケベック法を先駆的な政教分離と捉えることも可能ですが、それが植民地支配の一形態であることも忘れるわけにはいきません。一般に植民地を獲得したとき、征服した住民に宗主国が自分の宗教をただちに押しつけることは不可能です。アメリカ大陸だけでなく、アフリカやアジアでも植民地政策は政教分離的な施策だったのです。

植民地における「政教分離」は、自国の中での政教分離とは異なる支配関係に置かれているのです。ケベックでカトリック教徒の信仰の自由が尊重されたとしても、それはイギリス国教徒と同じ資格においてはではありません。見方を変えれば、多文化的な空間はフランスのような典型的な国民国家では難しく、カナダのようなイギリスの帝国空間内にあった地域では現実の追認として受け入れるしかないといえるでしょう。極端な言い方をすれば、多文化主義は新大陸に特徴的なもので、帝國的な支配の論理を伴ってきたといえます。もとより、筆者は、多元的な価値観を許容する寛容性を求める者ですが、ケベックで語られるインターカルチュラリズムの意義を考えると、以上のような視点も有効ではないかと思えるのです。

関心を抱いた点や疑問点を挙げるだけに終わりましたが、以上のような問題意識をもただけでも、今回のシンポジウムはきわめて意義深いものだったと言わなければなりません。

(たちばな ひでひろ 早稲田大学教授)

### 注

- 1 *Rapport au Président de la République*, remise le 11 décembre 2003, Commission de réflexion sur l'application du principe de laïcité dans la République. 「スタジ報告」は、以下のサイトで参照できる。

<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/034000725/0000.pdf>

- 2 中東諸国や国内のイスラム教徒たちとの関係悪化の懸念は、「スタジ報告書」

- でも表明されている。「*La conjoncture internationale, et particulièrement, le conflit du Proche-Orient, contribue aussi à aggraver la tension et à provoquer des affrontements dans certaines de nos villes.*」
- 3 日本語訳は伊達聖伸によってなされた。羽田正、ジャン・ボベロ他（2009）『世俗化とライシテ』、UTCP ブックレット6所収。
- 4 次のサイトでダウンロードできる。  
<http://www.accommodements.qc.ca/documentation/rapports/rapport-final-integral-fr.pdf>
- 5 小畑精和・竹中豊（編著）（2009）『ケベックを知るための54章』明石書店、133頁。
- 6 工藤庸子氏は政教分離について精力的な著作活動を続けているが、特に次の業績を参考にした。工藤庸子（2009）『フランスの政教分離』、左右社。同（2007）『宗教VS国家』、講談社現代新書。同（2009）『異文化の交流と共存』日本放送出版。訳書だが、最近出版されたものに次がある。ルネ・レモン（2010）『政教分離を問いなおす——EUとムスリムのはざままで』工藤庸子＋伊達聖伸 訳・解説（工藤）、青土社。
- 7 「妥当なる調整」という用語はそんなに新しくなく、本来的には労働問題関係の法律用語で、1985年にカナダ連邦最高裁が用いている。Cf. *Accommodation et différences. Vers un terrain d'entente : la parole aux citoyens. Document-consultation* <http://www.accommodements.qc.ca/documentation/document-consultation.pdf>
- 8 *Op.cit.*, p.19.
- 9 Cf. Micheline Milot (2008) *La laïcité*, Novalis, p.118 : « Il faut se méfier de toute proposition qui viserait à proposer un modèle idéal de laïcité. »
- 10 « *Forme de laïcité visant à bannir la religion des institutions relevant de l'Etat, tout en y admettant certaines manifestations du religieux*», *Accommodation et différences. Vers un terrain d'entente : la parole aux citoyens. Document-consultation*, p.43.